

平成25年度「元気発進！子どもプラン」に関する点検・評価

政策1 仕事と子育ての両立支援

男女が共にいきいきと楽しく子育てしながら働き続けられるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取り組みを推進。
あわせて、その基盤となる保育サービスや放課後児童クラブなど子育て支援サービスを充実。

1 働き方の見直し

『男女が共に働きながら、子育てができる風土の定着～ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進～』

- ①地域が一体となったワーク・ライフ・バランスの推進
- ②企業等のワーク・ライフ・バランス推進に対する支援
- ③男女の固定的な役割分担意識の解消と男女共同参画への理解促進

評価結果 B (H24:B)

「北九州市ワーク・ライフ・バランス推進協議会」を運営し、構成員である企業、働く人、市民、行政が一体となり、情報の共有や企業等の取組支援、市民向けの啓発などに努め、誰もが多様な働き方・暮らし方を選択、実現できる社会づくりに向けた取り組みを進めました。
平成25年度、初めて市内企業・事業所に「子ども参観日」の実施を呼びかけ12の企業・事業所から実施報告がありました。働きやすい職場環境づくりにつながるだけでなく、参加した子どもたちにとっても親子の絆が深まる機会となりました。
また、地域において男女共同参画社会に向けた取り組みを進めるため、北九州市女性団体連絡会議による「男女共同参画フォーラムin北九州」の開催やNPOとの協働による広報啓発事業を実施し、若い世代も含めた多くの市民の理解促進に努めました。
これらの取り組みにより、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度が6割を超え、市民に浸透してきてだけでなく、家事をしていない父親の割合も減少傾向にあり、少しずつワーク・ライフ・バランスへの意識の変化が進んでいます。
引き続き、市民や企業に対して、ワーク・ライフ・バランスの実践に向けた取り組みを働きかけ、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みを着実に進めていく必要があります。

2 保育サービス

『保育に欠ける子どもは誰でも保育所に入所でき、多様なニーズに応えながら、子どもの健やかな育成を支援する保育サービスの実現』

- ①保育の質の向上
- ②多様なニーズに対応した特別保育の充実
- ③障害児保育の充実
- ④保育サービスの基盤整備（適正配置の推進）
- ⑤直営保育所の再編と機能強化
- ⑥保育所における子育て支援の充実

評価結果 B (H24:B)

平成25年度の待機児童数は、年度当初は0人でしたが、年度当初だけでなく、年度中途の待機児童の解消に向けて、改築などによる定員増を図りました。
保育の質の向上に向けた取り組みでは、乳児室の面積や1歳児1人あたりの保育士配置基準について、国の基準を上回る本市独自の基準での実施や、保育士の処遇改善を行いました。
なお、本市における第三者評価事業の実施率は92.5%と高く、この取り組みを通じて、各保育所では運営上の具体的な問題点を把握し改善を行いました。
保育所に対するニーズの多様化に対応した特別保育の拡充など保育所における子育て支援の充実を図った結果、市民アンケートでは「保育所に対する満足度(保育内容)」は、78.5%でした。
子ども・家庭・地域をとりまく状況が変化の中で、子どもの健やかな育成を支援する保育サービスへの市民ニーズは高いものがあり、さらなる取り組みの充実を図ります。

3 放課後児童クラブ

『希望するすべての子どもが入所でき、充実した活動ができる放課後児童クラブの実現』

- ①放課後児童クラブの運営基盤の強化
- ②放課後児童クラブの魅力向上

評価結果 B (H24:B)

研修の充実や巡回カウンセラーの派遣により、引き続き指導員の資質の向上に取り組んだ結果、児童に対する適切な対応に繋がっています。また、利用児童の増加に対応するため、施設の増設等に取り組んだ結果、待機児童数は0人を維持しています。しかし、今後も、障害児を含め利用児童の増加が見込まれることから、クラブの運営基盤を強化するため、取り組みの充実を図る必要があります。
また、放課後児童クラブアドバイザーの派遣により、クラブと小学校との連携が進んでいます。連携促進に向け、継続的な支援を行う必要があります。
体験・交流活動の充実では、他クラブの取り組み状況を紹介したことで、地域と連携して活動の充実に取り組むクラブが増えており、魅力あるクラブづくりに繋がっています。

政策2 安心して生み育てることができる環境づくり

妊娠・出産から乳幼児期および思春期の保健・医療体制の一層の充実。
また、「家庭」と「地域社会」との連帯感が希薄化する中で、地域社会全体で子育てを支援する環境づくりを推進。

4 母子保健

『母子の健康の保持・増進による安心して生み育てるための環境づくり』

- ①安全に安心して妊娠・出産できる環境づくり
- ②養育支援の必要な家庭に対する支援の充実
- ③発達の気になる子どもの早期発見、早期支援体制の強化
- ④基本的生活習慣の定着や食育の推進
- ⑤適切な思春期保健の推進

評価結果 B (H24:B)

健診の妊娠早期の受診を勧奨するとともに、乳児家庭全戸訪問やわいわい子育て相談(乳幼児発達相談指導)等を実施することで、妊娠期から乳幼児期まで支援できる環境づくりの仕組みは概ねできています。こうした取り組みの結果、妊娠早期である11週までの妊娠届出者の割合は増加しています。
さらに、産後うつ等、養育に問題を抱える家庭に対し、ハローベビーサポート事業など早期に把握し支援する仕組みづくりに取り組みました。
また、発達の気になる子どもを早期に発見し、支援につなげる体制を整えるために、乳幼児健診の健診項目の見直しやマニュアルの改訂を行いました。
思春期の子どもへの課題を共有し効果的な健康教育を推進するために、学校等で思春期健康教室を実施し、保護者や地域関係者向けの教材の解説本を作成しました。
小児肥満予防の取り組みとして、保護者を対象に生活習慣のポイントを掲載した啓発リーフレットを配布し、啓発活動を行いました。
今後も、安心して妊娠・出産できる環境づくりのため、養育支援の必要な家庭に対する支援の充実、発達の気になる子どもの早期発見・早期支援体制の強化、基本的生活習慣の定着や食育の推進、適切な思春期保健の推進等に取り組んでいく必要があります。

5 母子医療

『周産期医療体制や小児救急医療体制の維持・確保』

- ①周産期医療・小児救急医療体制の維持・確保
- ②不妊治療に関する支援の充実および市民の理解促進

評価結果 A (H24:A)

周産期医療・小児救急医療については、全国的な医師不足の中、その体制を維持するとともに、充実に努めました。
また、本市における救急医療体制について、広報を行うとともに、かかりつけ医や夜間休日の適正な受診の啓発に努めました。
特定不妊治療費の助成を受ける夫婦が年々増加しており、制度の認知は徐々に広がっています。また、不妊に関する相談者も増加しており、相談内容も多様になっているため、不妊に悩む方の交流会を実施しました。
引き続き、周産期医療・小児医療体制の維持を図るとともに、不妊治療に関する支援や啓発の充実にも努めます。

6 子育ての悩みや不安への対応

『市民みんなで子どもや家庭を支援する、子育てに優しい地域社会の実現』

- ①地域における子育て支援の環境づくり
- ②市民が利用しやすい相談体制
- ③必要とされる子育てに関する情報が市民に届く仕組みづくり

評価結果 B (H24:B)

市民みんなで子どもや家庭を支援する子育てに優しい地域社会の実現のため、親子が気軽に集い、交流できる「親子ふれあいルーム」の運営や地域の子育て支援団体などへの活動支援を行いました。また、「子ども・家庭相談コーナー」では、関係機関と連携しながら、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ、必要な支援・対応を行い、相談者の不安や負担感の軽減を図りました。ほっと子育てふれあい事業の平成25年度の会員数は、依頼会員、提供会員ともに増加し、活動件数も増加するなど、地域での子育て支援のボランティアの輪が広がっています。さらに、「子どもの館」の機能強化を図るため、施設改修を行いました。
また、市民が手軽に必要な子育て支援情報が入手できるよう、ホームページや情報誌などさまざまな広報媒体を活用し、情報発信を行いました。12月に開催した子育て支援イベントでは、全国から1万人を超える人が参加するなど、市内外に向けて本市の取り組みを効果的にPRすることができました。
一方、市民アンケートにおける「子育てが地域の人に支えられていると感じる人の割合」は、前年度と比べ、わずかですが減少しました。社会環境が変化する中で、市民みんなで子どもや家庭を支えるための取り組みは、まだ十分でないところもあります。今後も、子育てを地域で支えるという市民意識の啓発や環境づくりを進める必要があります。

平成25年度「元気発進！子どもプラン」に関する点検・評価

政策3 子どもや若者の健やかな成長や自立を支える環境づくり

地域社会全体で子どもや若者の健やかな成長や自立を支える環境づくりを推進。
 家庭は、安らぎの場であると同時に、子どもが基本的な生活習慣や規範意識等を身に付ける教育の場であることを重視し、その教育力を育成。
 さらに、子どもの視点に立った安全・安心なまちづくりや生活環境の整備を推進。

7 就学前教育

『質の高い就学前教育の実現と、保育所、幼稚園、小学校の連携の拡充』

- ①保育所、幼稚園における就学前教育の充実
- ②保育所、幼稚園、小学校の連携の拡充

評価結果 B (H24:B)

保育士や幼稚園教諭等への研修の実施や、保育所と幼稚園の合同研修の実施など、質の向上を図る取り組みを継続して行うことができました。
 保育所における第三者評価事業や幼稚園における学校評価(自己評価)及び学校関係者評価を実施する施設数が増加し、保育サービスの向上や学校運営の改善に寄与しました。
 保育所・幼稚園での就学前教育から小学校教育への円滑な接続ができるよう、保幼小連携に取り組みやすい仕組みづくりのための保幼小連携推進連絡協議会を開催して情報共有や相互理解を図りました。また、保育所・幼稚園・小学校のそれぞれの連携担当者の名簿および保幼小連携の啓発パンフレット「つながる」を活用して、連携の強化を図った結果、保幼小連携事業を実施する保育所、幼稚園、小学校の割合を増やすことができました。
 小学校の学習環境への円滑な接続を図るため、今後も引き続き連携を推進していく必要があります。

8 青少年の健全育成

『家庭・地域・学校・行政等の連携による、青少年健全育成のための社会環境づくり』

- ①青少年への社会体験活動等の機会や場の提供
- ②不登校、ひきこもり等の問題を抱える青少年の自立支援の強化
- ③青少年を取り巻く有害環境浄化への取り組みの推進
- ④非行少年等に対する支援の推進

評価結果 A (H24:B)

子どもたちの社会体験活動の活性化を図るため、さまざまな体験活動等に関する情報発信をはじめ、青少年への社会体験活動の機会や場の提供を行い、昨年度に引き続き計画の目標を大幅に上回る活動がありました。
 中・高校生等の若者が、豊かな人間性を養い、社会性を育てる場としてユースステーションを開設・運営し、初年度から多くの若者の利用がありました。
 平成25年8月には、「いじめサミットin北九州」を開催し、いじめ撲滅の意識の高揚を図りました。「北九州市青少年の非行を生まない地域づくり推進本部」での検討を通して、非行防止対策を全市的に取り組む体制を構築しました。
 また、警察や地域団体との連携の下、非行防止教室をはじめとする各種教室や、少年補導委員など地域の方々による補導活動等の取り組み、ドロップイン・センターの開設等により、刑法犯少年検挙補導者数は、ピーク時の平成15年と比べ、大きく減少しているほか、シンナー等乱用少年検挙補導者数は、昭和40年代の統計開始以降で初めて0(ゼロ)となりました。
 一方で、携帯電話の安易な使用による犯罪被害や危険ドラッグによる健康被害等は増加する傾向にあり、推進本部を中心に、今後、関係機関との連携を一層強め、これら非行防止対策のさらなる充実を図る必要があります。

9 若者の自立支援

『社会生活を円滑に営む上での困難を抱えている若者が自立できる社会環境づくり』

- ①若者の自立を支援する環境づくり

評価結果 B (H24:B)

若者向けホームページ『北九州市若者応援サイト「YELL」』では、昨年度に比べアクセス件数が10,000件増え、若者に有益な情報を発信することができました。
 また、総合相談窓口として『子ども・若者応援センター「YELL」』と、『北九州市子ども・若者支援地域協議会』のネットワークを両輪として支援を行っています。応援センター「YELL」には、平成22年10月の開所から、平成26年3月末までの42ヶ月間で延べ8,251件の相談(うち来所相談実人数585人)が寄せられており、さまざまな悩みや課題を抱える若者に対し、自立に向けた継続した支援等を行いました。
 その結果、継続的に支援を行った338人のうち、正社員やパート等、就労に結びついた若者が193人、就学に至った若者が29人、合計で222人が自立への糸口をつかむことができました。
 一方で、一人一人の課題や段階に応じた体験プログラムや、ボランティア以上就労未満である中間的就労の機会を十分に提供できていないこと、また、相談につながっていない若者がいることなどの課題があります。
 一人でも多くの若者が円滑な社会生活を送れるようになるためには、今後、さらなるネットワークの充実・強化と併せて、相談者の状況に応じた自立支援プログラムの提供と中間的就労の機会の開拓を行っていくとともに、各相談機関の周知と相談に結び付けるための環境づくりが必要です。

10 家庭の教育力の向上

『学習機会や情報の提供などによる、家庭の教育力の向上』

- ①子どもの健全育成の基礎となる家庭の教育力の向上

評価結果 B (H24:B)

家庭教育学級は、すべての市立幼稚園、小、中、特別支援学校で実施したほか、私立幼稚園、民間保育所(指定管理保育所含む)、直営保育所での実施箇所数も増加し、参加者数も昨年度から増加しました。さらに、より多くの保護者に対し、家庭教育学級の重要性を効果的に啓発するため、「家庭教育推進会議」を開催し、家庭教育学級の実施方法等について検討を行いました。
 また、「早寝・早起き・朝ごはん・読書カード」事業においても、前年度より参加者が増加し、夏休みの読書活動の定着や生活習慣の定着を図ることができました。
 「北九州市子どもを育てる10か条」の普及促進については、出前講演の回数、参加者ともに前年度から大幅に増加し、認知度も上がり浸透・定着してきています。

11 安全・安心なまちづくり

『子育て家庭が安全に安心して生活できる、公園、道路、住居等の都市環境づくり』

- ①子育て家庭が利用しやすい公園・遊び場の整備
- ②防犯や防災など安全・安心なまちづくりの推進
- ③子育て家庭に優しい都市環境の整備
- ④交通安全の推進
- ⑤子育てしやすい住環境の整備

評価結果 B (H24:B)

子育て家庭を含めた幅広い世代が利用しやすい公園や遊び場の整備、安全で歩行者に優しい道路整備、子育て等に適した良質な居住環境を備えた賃貸住宅への入居等の支援などに取り組み、子どもや子育て家庭に配慮した都市環境の整備が進みました。
 また、地域や学校においては、地域住民による見守りやパトロールなどの防犯活動の推進や、消防職員による小学生を対象とした体験型の防火・防災学習の実施、中学生を対象とした災害図上訓練の実施、通学路の安全を確保するため、「文」の路面表示など、子どもの安全を確保する活動や防犯・防災に対する意識の醸成に取り組みました。
 引き続き、子どもや子育て家庭が安全に安心して生活できるよう、環境の整備等に取り組むとともに、危機回避や防犯・防災に対する意識の醸成に努めていきます。

政策4 特別な支援を要する子どもや家庭への支援

家庭での養育が困難なため社会的養護が必要な子どもや、障害のある子どもの成長と自立を支援するため、子どもや家庭の状態に応じた適切な支援を充実。
 また、ひとり親の抱えるさまざまな悩みや不安に対応し、必要な支援を行うとともに、児童虐待への対応を充実。

12 社会的養護が必要な子どもへの支援

『社会的養護が必要な子どもが、それぞれの子どもにあった生活環境で、健やかにはぐくまれ、自立できる社会環境づくり』

- ①児童養護施設における生活環境整備等の促進
- ②里親や小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の普及促進

評価結果 B (H24:B)

児童養護施設等において、被虐待児等に対し、家庭的な環境と安定した人間関係のもとで、きめ細かなケアを提供するため、小規模グループケアを実施しました。また、発達障害児など処遇困難児等に手厚いケアを行うため、職員配置を拡充しました。
 家庭的な養育環境を整え、児童の自立を支援するため、ファミリーホームの増設や、里親制度の普及啓発を行いました。その結果、里親等委託児童数は前年度より10人増えて60人に、里親等委託率は前年度より2.6ポイント増えて14.2%となりました。
 さらに、職業選択の幅を広げ自立を促進するため、自動車免許取得費等の助成や、大学等入学金の助成を行ったほか、大学等進学後、20歳になる年の年度末まで、一般生活費相当額の助成を開始しました。
 今後も、社会的養護が必要な子どもが健やかに育まれ、自立できる社会環境づくりを推進するため、引き続き児童養護に関する環境整備に取り組みます。

13 ひとり親家庭への支援

『ひとり親家庭が自立し、安定した生活を営むことができる社会環境づくり』

- ①ひとり親家庭の生活の安定と向上

評価結果 B (H24:B)

ひとり親家庭の生活の安定と向上を図るため、就業支援、経済的支援、子育て・生活支援、相談・情報提供等の施策に総合的に取り組みました。
 特に、ひとり親家庭の就業支援の強化を図るため、母子自立支援プログラム策定員にキャリアカウンセラーを配置することにより、よりきめ細かな自立支援・就業支援を行い、その結果、就職者数は毎年増加しています。
 また、母子福祉センターにおける就業支援講習会の講座内容等を見直すことにより、講座等の受講延べ人数は前年度より増加しました。
 「高等技能訓練促進費等事業」については、平成25年度から父子家庭も事業対象となり、母子家庭の母と同様に父子家庭の父への就業支援の充実を図りました。
 各区の「子ども・家庭相談コーナー」の認知度が向上しているのに対し、ひとり親家庭等への支援を総合的に行う母子福祉センターの認知度が低いことから、さまざまな機会を通じてセンターをPRした結果、市民アンケートにおける「母子福祉センターを知らない人の割合(母子家庭)」は減少し、利用者数は延べ1万人を超えるなど、より多くのひとり親家庭等に自立支援や就業支援等を行うことができました。
 今後も、ひとり親家庭が自立し、安定した生活を営むことができる社会環境づくりを推進するため、引き続きひとり親家庭等の自立支援や就業支援等に取り組みます。

14 児童虐待への対応

『児童虐待の発生予防に努めるとともに、早期発見、早期対応により、虐待が深刻化する前に適切な支援ができる社会環境づくり』

- ①児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応および適切な支援

評価結果 B (H24:B)

児童虐待につながりやすい状況を早期に把握し予防するため、「生後4か月までの乳児家庭全戸訪問」や「乳幼児健康診断未受診者フォローアップ」事業を継続して実施し、支援が必要な家庭の確実な把握と支援を行いました。また、25年度から医療機関等と連携し、産前産後の心身の不調など養育支援を必要とする家庭を早期に把握し支援する「ハローベビーサポート北九州」に取り組みました。
 保育カウンセラー事業では、保育カウンセラーに加え、保育アドバイザーを新たに配置し、虐待などが疑われる子どもや保護者に対応する保育所への訪問回数を増やし、助言・指導を行いました。
 また、子ども総合センターと区役所の「子ども・家庭相談コーナー」がより緊密に連携しながら、児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応、適切な支援を行いました。加えて、職員の資質向上を図るとともに、常時子どもと接する幼稚園や保育所、小・中学校、高等学校などを対象にリーダー研修を行い、児童虐待の対応能力の強化に努めました。
 引き続き、関係機関と連携しながら、早期発見、早期対応により、児童虐待の防止に努めていきます。

15 障害のある子どもへの支援

『障害のある子どもが安心して生活できる社会環境づくり』

- ①障害のある子どもの早期発見と、相談・支援体制の強化
- ②保育所等での障害のある子どもの受け入れの促進と、小学校等入学時の情報伝達の強化
- ③障害のある子どもの放課後対策の充実
- ④相談支援体制の強化と、保護者のレスパイトや就労支援の充実
- ⑤重度の障害のある子どもへの支援の強化
- ⑥発達障害のある子どもへの支援の充実

評価結果 B (H24:B)

小児科医師、臨床心理士、作業療法士、保健師、保育士などの専門職がチームを組んで対応する「わいわい子育て相談」や「親子遊び教室」を各区で実施することにより、保護者の育児不安の軽減を図り、発達が気になる子どもを適切な療育につなげました。
 親子通園事業では、発達が気になる子どもや育児に不安のある保護者の支援を行いました。
 また、総合療育センターの再整備に向けて、新総合療育センター(本体)及び新設する(仮称)総合療育センター西部部分所の機能・規模等を具体化した基本計画の作成、関係機関の連携による相談支援体制の再構築及び乳幼児から成人期までの一貫した支援システムの構築など、障害のある子どもへの支援について進展を図ることができました。
 引き続き、障害のある子どもが安心して生活できる社会環境づくりに向けた取り組みを着実に実施していく必要があります。